

農用地利用配分計画

(市町名: 高島市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭宮ノ西510-3	田	175	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	52	毎年11月15日に指 定口座から徴収
2	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭宮ノ西512-1	田	214	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	57	毎年11月15日に指 定口座から徴収
3	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭宮ノ西513-1	田	1471	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	28	毎年11月15日に指 定口座から徴収
4	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭九ノ坪497-1	田	1166	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	—	
5	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭荒毛2246	田	2734	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	3,800	毎年11月15日に指 定口座から徴収
6	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭地田488	田	1021	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	—	
7	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭地田490-1	田	845	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	—	
8	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭竹ノ花2437	田	1624	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	6,800	毎年11月15日に指 定口座から徴収
9	有限会社 グリーンサ ポート新旭	滋賀県高島市	新旭町旭二丁目1-1	田	785	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	—	
10	有限会社 ライスス テーションタカシマ	滋賀県高島市	安曇川町南船木関1271	田	1223	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	—	

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき